

鎌倉市監査委員公表第1号

監査指摘事項措置結果の通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成25年4月25日

鎌倉市監査委員 井上 基  
同 中村 聡一郎

指摘事項措置結果通知書

会 計 課

指 摘 事 項 (平成 24 年度)	措 置 結 果
<p>鎌倉市役所派出所業務委託については、公印使用承認を得ずに公印を契約書に押印していた。今後は適正な事務処理をされたい。</p>	<p>公印使用承認簿への記載及び支出負担行為への記載・押印処理を行いました。今後は、適正な事務処理を行うよう努めていきます。</p>